

◆小規模多機能型居宅介護〈ななかまど〉利用料金表

令和4年12月から

①介護保険法で定められた1ヶ月の報酬(通い、宿泊、訪問サービスの全てを含んだ1カ月の包括費用です)

介護度	単位数	自己負担		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	3,438 単位	3,665 円	7,330 円	10,995 円
要支援2	6,948 単位	7,407 円	14,813 円	22,220 円
要介護1	10,423 単位	11,111 円	22,222 円	33,333 円
要介護2	15,318 単位	16,329 円	32,658 円	48,987 円
要介護3	22,283 単位	23,754 円	47,507 円	71,261 円
要介護4	24,593 単位	26,216 円	52,432 円	78,648 円
要介護5	27,117 単位	28,907 円	57,813 円	86,720 円

※契約期間が1か月に満たない場合には、日割になります

介護度	単位数	
要支援1	112	単位
要支援2	226	単位
要介護1	378	単位
要介護2	541	単位
要介護3	771	単位
要介護4	848	単位
要介護5	931	単位

×利用開始日からの日数

a 単位

(a) 単位

② 各種加算

	加算の要件	単位数
初期加算	・利用開始から30日間のみ加算されます	30 (1日) 単位
※サービス提供体制加算(Ⅰ)	・常勤換算で介護福祉士の有資格者を70%配置 ・勤続10年以上介護福祉士25%以上	750 単位
認知症加算Ⅰ	・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上である場合	800 単位
認知症加算Ⅱ	・要介護2で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱである場合	500 単位
看護職員配置加算Ⅰ	・看護職員を常勤換算法で1名以上配置	900 単位
※訪問体制強化加算	・訪問サービス提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置し、延べ回数が1ヶ月に200回以上になること	1,000 単位
※総合マネジメント加算	・多職種協同で小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行ない、利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動に積極的に参加していること	1,000 単位
市町村独自加算 (日割)	・地域住民との交流事業を年4回程度実施し、ホームページ等で公表	200 7 (日割) 単位
科学的介護推進体制加算	・PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取組を評価する加算	40 単位
介護職員処遇改善加算Ⅰ	上記該当単位数の合計×10.2%	
特定処遇改善加算Ⅰ	上記該当単位数の合計×1.5%	
ベースアップ等支援加算	上記該当単位数の合計×1.7%	

b 単位

合計単位数 (a+b) 単位 × 地区別単価 (10.66) × 1割負担 (0.1) 円
 × 地区別単価 (10.66) × 2割負担 (0.2) 円
 × 地区別単価 (10.66) × 3割負担 (0.3) 円

※相模原市は、4級地 地区別単価は10.66です。

③上記以外の費用

食費	朝食	昼食	おやつ	夕食
	400円	800円	100円	800円
宿泊費	一泊2,500円			
その他	紙オムツ	150円	歯ブラシ	100円
	紙パンツ	150円	カミソリ	100円
	尿取りパッド	40~80円	防水フィルム	100円
・おむつ等は持参が基本となっておりますが、ご持参いただけない場合には、実費をご負担いただきます ・外食や喫茶、買い物、趣味やクラブ活動の材料費等に係る費用 ・保険外サービスを利用した場合				